

第27期東京都自然環境保全審議会 第2回計画部会

日 時 令和8年1月8日(木)午後2時～
形 式 WEB会議

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

- (1) 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）
（諮問第501号）
- (2) 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）
（諮問第502号）

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1-1 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について
（三輪）
- 資料1-2 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画（三輪）（案）
- 資料1-3 令和4年度自然環境調査結果（希少種位置図等抜粋）

- 資料2-1 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について
（三輪沢山）
- 資料2-2 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画（三輪沢山）（案）
- 資料2-3 令和6-7年度自然環境調査結果（希少種位置図等抜粋）

第27期東京都自然環境保全審議会 計画部会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職 名 等
荒 井 歩	東京農業大学教授
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学環境情報学部長・教授
神 山 智 美	富山大学教授
齋 藤 弘 味	都民委員
山 本 麻 世	都民委員
片 岡 友 美	認定NPO法人生態工房理事長
上 條 隆 志	筑波大学教授
佐 伯 いく代	大阪大学准教授
須 田 真 一	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
中 島 慶 二	江戸川大学特任教授
橋 本 俊 哉	立教大学教授
山 田 晋	東京農業大学教授

● 保全地域指定書案の概要

- ①種 別：里山保全地域
- ②名 称：町田三輪里山保全地域（仮称）
- ③位 置：町田市三輪町の一部
- ④区 域：右図のとおり
- ⑤指定面積：127,912㎡ ※指定予定範囲（赤線枠内）一部調整中

⑥区域の概要

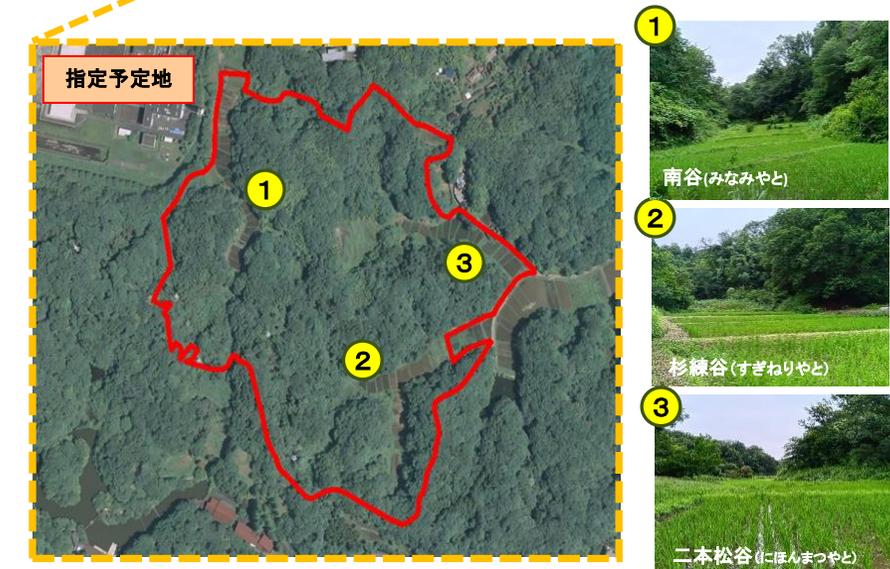
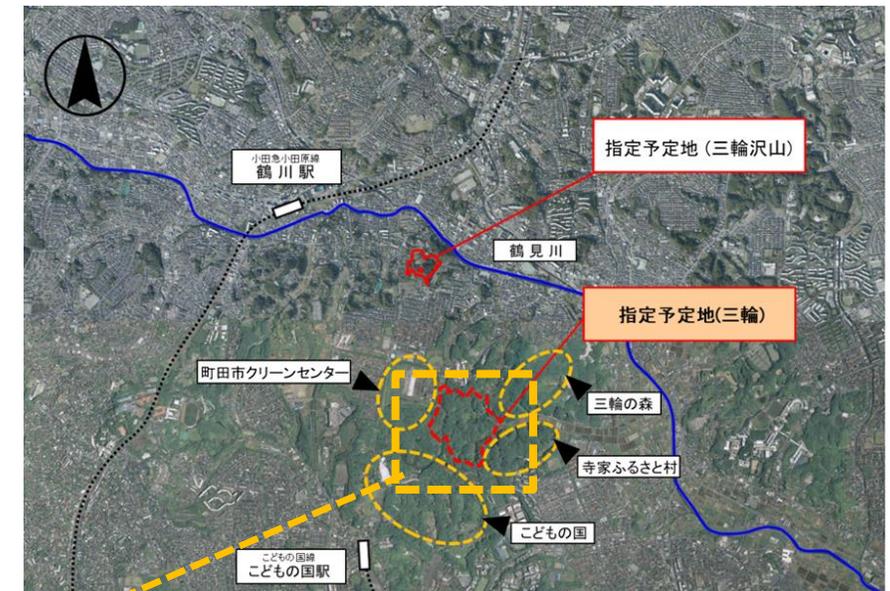
当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、樹林地や三つの谷戸等から構成され、かつての里山環境が残っている。

区域内の樹林地では、タマノカンアオイ、キンラン、ツチアケビ等の希少な植物が生育し、谷戸では、水田をはじめとする湿地や周辺の水路において、イトトリゲモ、ミゾハコベ、キクモ等の水生植物や湿生植物、ニホンアカガエル等のカエル類、ゲンジボタル等の水生昆虫、ホトケドショウ等の魚類といった希少動植物が多数生息・生育している。特に、南谷(みなみやと)一帯では、希少な動植物が多数確認されている。

⑦指定理由

当区域は、丘陵地の樹林帯を中心に、それに連続した谷戸の水田ならびに湧水由来の湿地等からなる多様な自然環境を有しており、希少な動植物が多数生息・生育している。

丘陵地における緑地の連続性を確保し、多様な生態系と里山環境を将来にわたって保全する必要がある。



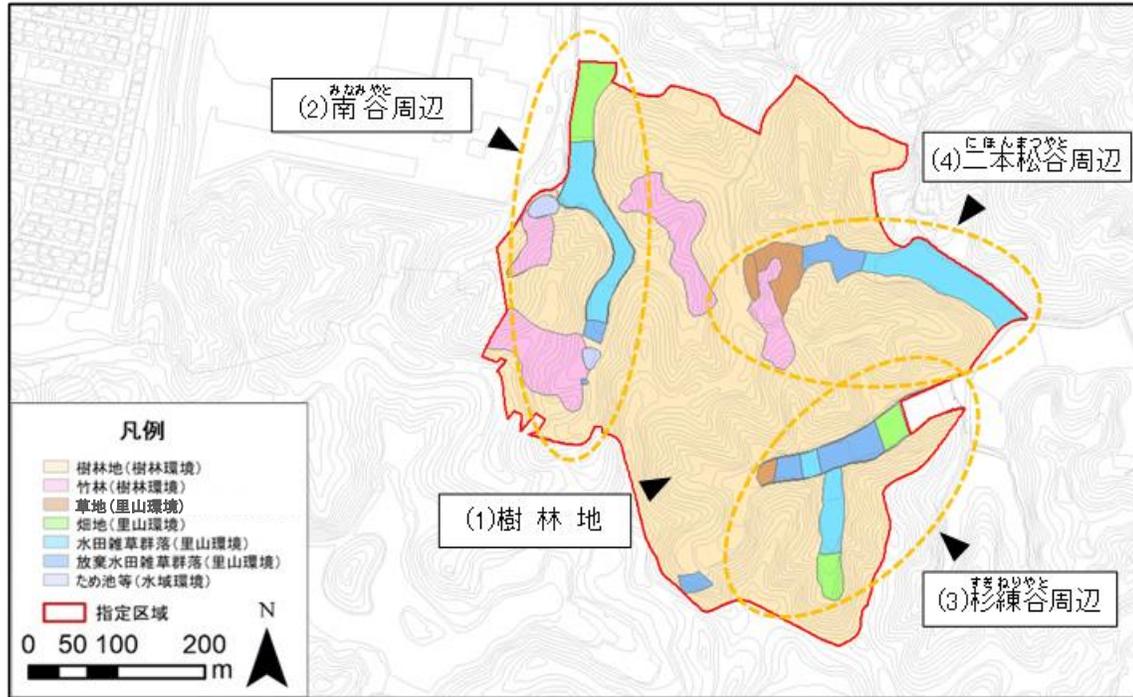
※赤線枠内は対象地を示す。出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

保全計画書案：自然の保護と回復のための保全方針（三輪）

【 保全方針 】

- 当区域の樹林地、それに連続した水田や水路等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。
また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を実施する。

< 環境区分 >



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

< 環境区分ごとの保全方針 >

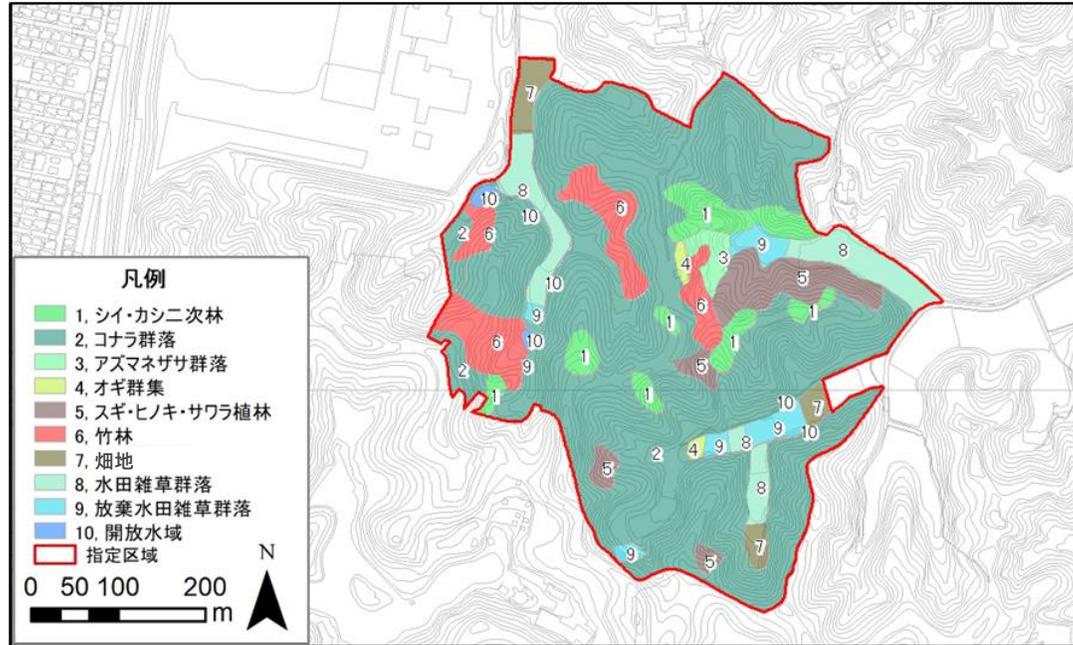
環境区分	保全方針
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の生息・生育環境 <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、水田、水路等を一体的に保全し、キクモ、ニホンアカガエル、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。 ○外来種対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。
樹林環境	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落等の保全と回復を図る。
里山環境	<ul style="list-style-type: none"> ・水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。
水域環境	<ul style="list-style-type: none"> ・谷戸周辺のため池や水路にみられる水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

保全計画書案：植生及び管理方針(三輪)

【 植生と管理方針 】

- 東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和4年度）」を参考とし、専門家へのヒアリングの内容を加えて整理した。
- 現存植生と目標植生を同一とし、これに従い、適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

< 現存植生図及び目標植生図 >



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

< 植生ごとの管理方針 >

植生		管理方針(主な事項)
1	シイ・カシ二次林	・主木には基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
2	コナラ群落	・主木は萌芽更新を適宜、実施する。 ・主に、ササ類や低木などの下刈りや伐採を適宜行い、明るい林床を好む植物の保全を図る。
3	アズマネザサ群落	・現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。
4	オギ群落	
5	スギ・ヒノキ・サワラ植林	・主木には基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
6	竹林	・現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 ・ササ類や低木などが繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を検討する。
7	畑地	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続する。
8	水田雑草群落	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続する。 ・放棄水田等となった場合も、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れすることで、攪乱依存型の水生植物等、生育環境の保全を図る。
9	放棄水田雑草群落	・多様な湿地環境を維持し、希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復する。 ・ササ類や低木などの湿地への拡大を抑制する。
10	開放水域(水路)	・多様で植生豊かな水域環境を維持し、特に流水環境に依存するゲンジボタルやホトケドジョウ等の希少な水生生物の生息環境を保全、回復する。
	開放水域(ため池)	・多様で植生豊かな水域環境を維持し、周辺水域に生息する希少動植物(ニホンアカガエル、トンボ類等)の生息・生育環境を保全、回復する。 ・ため池、水路、水田、湿地、草地、樹林の連続性に配慮し、多様な環境を創出する管理を検討する。

保全計画書案：規制・活用等の方針（三輪）

【自然の保護と回復のための規制に関する事項】

- ・ 東京における自然の保護と回復に関する条例第24条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

【施設等に関する事項】

- ・ 保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩所等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。
- ・ 保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

【保全地域の活用その他の運営に関する事項】

- ・ 「自然の保護と回復のための方針」を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

保全計画書案：野生動植物保護地区の指定(三輪)

ニホンアカガエルをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第25条の規定に基づき、区域内の北側に位置する南谷の一部を野生動植物保護地区に指定する。

(1)指定区域

区域内の南谷の一部

(2)面積

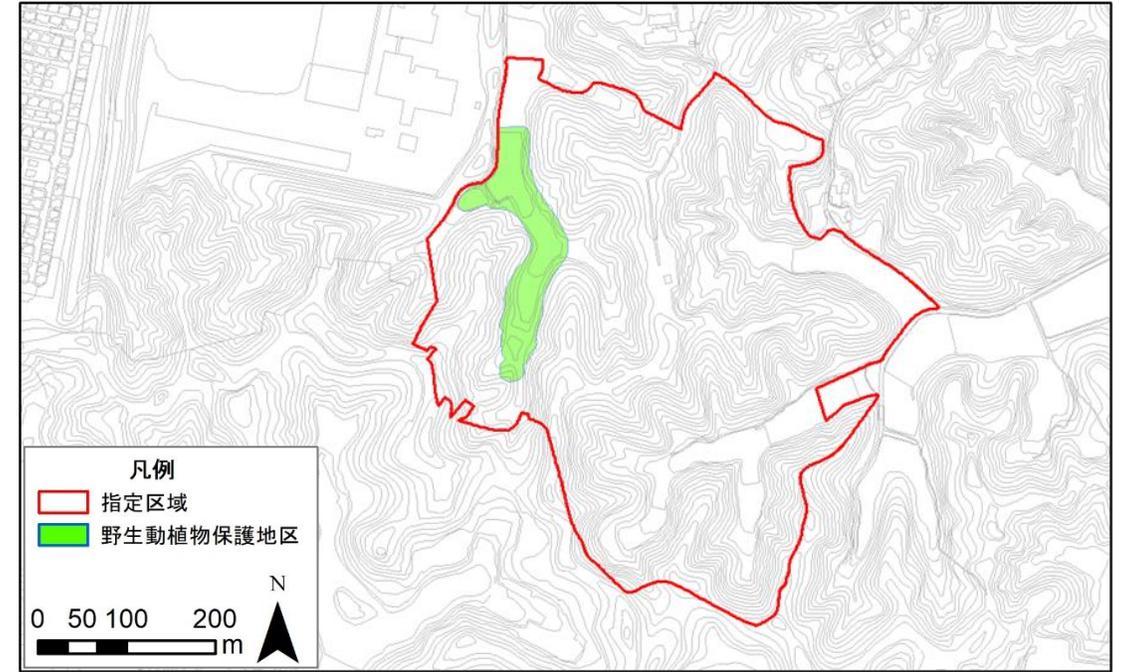
約1.15ha

(3)保護すべき野生動植物の種類

条例第25条第3項の規定に基づき野生動植物保護地区に生息・生育する次に掲げる動植物を、捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

植物：イトトリゲモ、ミゾハコベ、キクモ
両生類：ニホンアカガエル

<対象地>



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(参考) 野生動植物保護地区一覧及び同地区にかかる野生動植物

指定地域	指定年度	指定年	面積	保護地区面積	採取を禁止する生物種
八王子東中野 (緑)	昭和62年8月	昭和62年8月	1.1ha	カタクリ等の生育する部分	(植物) ヤマルリソウ、ヤマトリカブト、タマノカンアオイ、カタクリ、ワニグチソウ
図師小野路 (歴環)	昭和53年7月	平成16年7月	36.6ha	0.63ha	(植物) ミズニラ、ミズハコベ、アブノメ、ミズオオバコ
横沢入 (里山)	平成18年1月	平成18年1月	48.6ha	48.6ha	(動物) トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウ、ゲンジボタル (植物) カンアオイ、キンラン、エビネ
連光寺・若葉台 (里山)	平成26年11月	平成26年11月	3.3ha	0.27ha	(動物) ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、その他の両生類全種(ただし、外来種を除く)、ホトケドジョウ、ヒメアカネ、ヘイケボタル、キバサナギガイ、ナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイ



キクモ

(参考) 指定地域における希少動植物の生息・生育状況 (三輪)

【生物相の概況】

・東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和4年度）」を参考とし、専門家のヒアリングの内容を加えて整理

【調査結果】

①植物相

・109科469種が記録され、そのうち注目すべき種として表1に示す15科23種が確認されている。

<表1>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
コバノイシカグマ	コバノイシカグマ		VU
イノモトソウ	ヒメミズワラビ		CR
オシダ	オオカナワラビ		EN
	マルバベニシダ		EN
	トウゴクシダ		NT
	アスカイノデ		VU
ウマノスズクサ	タマノカンアオイ	VU	VU
ショウブ	ショウブ		NT
トチカガミ	イトトリゲモ	NT	EN
ラン	エビネ	NT	NT
	キンラン	VU	NT
	ササバギラン		NT
	ツチアケビ		EN
	コ克蘭		NT
イネ	ムツオレグサ		VU
	エゾノサヤヌカグサ		NT
タコノアシ	タコノアシ	NT	NT
ミゾハコベ	ミゾハコベ		CR
ナス	イガホオズキ		VU
オオバコ	キクモ		EN
アゼナ	エダウチスズメノトウガラシ		EN
シソ	オカタツナミソウ		NT
キク	タカサブロウ		*
15科	23種	5種	23種

②動物相

・哺乳類2目4科5種、鳥類12目30科49種、爬虫類1目3科3種、両生類1目3科4種、昆虫類16目171科519種、魚類1目3科3種、水生生物15目35科65種、貝類2綱12科19種が記録され、そのうち注目すべき種として、表2に示す鳥類15種、爬虫類2種、両生類3種、昆虫類9種、魚類2種、水生生物6種、貝類3種が確認されている。

<表2>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆鳥類			
ハト	アオバト		NT
サギ	ミゾゴイ	VU	EN
クイナ	ヒクイナ	NT	CR
カッコウ	ホトトギス		NT
タカ	トビ		NT
	ツミ		NT
	オオタカ	NT	VU
	サシバ	VU	CR
フクロウ	フクロウ		EN
カワセミ	カワセミ		NT
サンショウクイ	リュウキュウサンショウクイ		DD
モズ	モズ		NT
ムシクイ	センダイムシクイ		VU
ミソサザイ	ミソサザイ		NT
ホオジロ	カシラダカ		NT
12科	15種	4種	15種
◆爬虫類			
カナヘビ	ニホンカナヘビ		NT
ナミヘビ	アオダイショウ		NT
2科	2種	0種	2種
◆両生類			
アマガエル	ニホンアマガエル		VU
アカガエル	ニホンアカガエル		EN
アオガエル	シュレーゲルアオガエル		VU
3科	3種	0種	3種

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆昆虫類			
サナエトンボ	ヤマサナエ		NT
トンボ	ハラビロトンボ		NT
	シオヤトンボ		NT
	マユタテアカネ		NT
オサムシ	ムナビロアオゴミムシ		DD
	ヤマトトックリゴミムシ		DD
コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	VU	
ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ	NT	
ホタル	ゲンジボタル		NT
6科	9種	2種	7種
◆魚類			
フクドジョウ	ホトケドジョウ	EN	EN
ハゼ	クロダハゼ		CR
2科	2種	1種	2種
◆水生生物			
タニシ	マルタニシ	VU	DD
マメシジミ	<i>Pisidium</i> 属		DD
サナエトンボ	ヤマサナエ		VU
トンボ	シオヤトンボ		NT
	マユタテアカネ		NT
ホタル	ゲンジボタル		NT
5科	6種	1種	6種
◆貝類			
タニシ	マルタニシ	VU	DD
ベッコウマイマイ	オオウエキビ	DD	NT
マメシジミ	<i>Pisidium</i> 属		DD
3科	3種	2種	3種

【注目すべき種・選定根拠】

1：環境省レッドリスト2020（環境省、令和2年）の掲載種
 EX：絶滅種、EW：野生絶滅種
 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
 CR：絶滅危惧ⅠA類
 EN：絶滅危惧ⅠB類
 VU：絶滅危惧Ⅱ類
 NT：準絶滅危惧
 DD：情報不足
 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

2：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」（東京都、令和5年）の掲載種

EX：絶滅種、EW：野生絶滅種
 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
 CR：絶滅危惧ⅠA類
 EN：絶滅危惧ⅠB類
 VU：絶滅危惧Ⅱ類
 NT：準絶滅危惧
 DD：情報不足

*：留意種
 ○：ランク外
 ・：非分布
 -：データ無し

資料 1 - 2

町田市内の緑地に係る保全地域の
指定及び保全計画（三輪）（案）

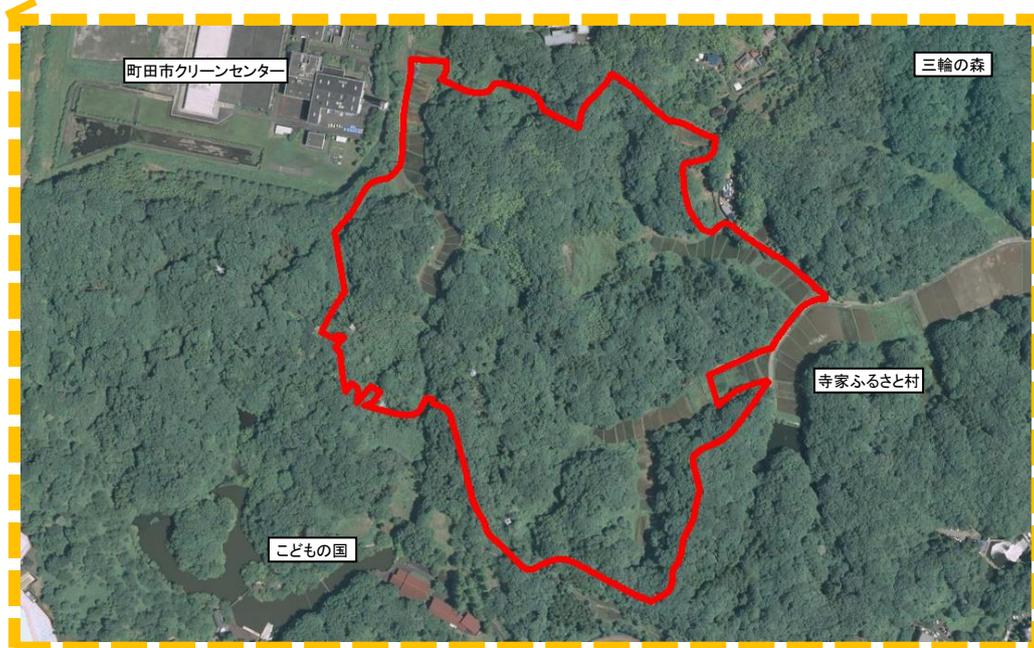
令和 8 年 1 月

東京都環境局自然環境部

町田市内（三輪）の緑地に係る保全地域 案内図



出典：国土地理院撮影の空中写真(2019年撮影)



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

※赤線枠内は対象地を示す。

保全地域指定書（案）

- 1 種 別 里山保全地域
- 2 名 称 町田三輪里山保全地域（仮称）
- 3 位 置 町田市の南東部の三輪地区の谷戸及びその周辺の区域
- 4 区 域 別表及び別図に示す地域
- 5 指 定 面 積 1 2 7, 9 1 2 m²（一部調整中）
- 6 区域の概要

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、樹林地や三つの谷戸等から構成され、かつての里山環境が残っている。

区域内の樹林地では、タマノカンアオイ、キンラン、ツチアケビ等の希少な植物が生育し、谷戸では、水田をはじめとする湿地や周辺の水路において、イトトリゲモ、ミゾハコベ、キクモ等の水生植物や湿生植物、ニホンアカガエル等のカエル類、ゲンジボタル等の水生昆虫、ホトケドショウ等の魚類といった希少動植物が生息・生育している。特に、^{みなみやと}南谷^と一帯では、希少な動植物が多数確認されている。
- 7 指 定 理 由

当区域は、丘陵地の樹林帯を中心に、それに連続した谷戸の水田ならびに湧水由来の湿地等からなる多様な自然環境を有しており、希少な動植物が多数生息・生育している。

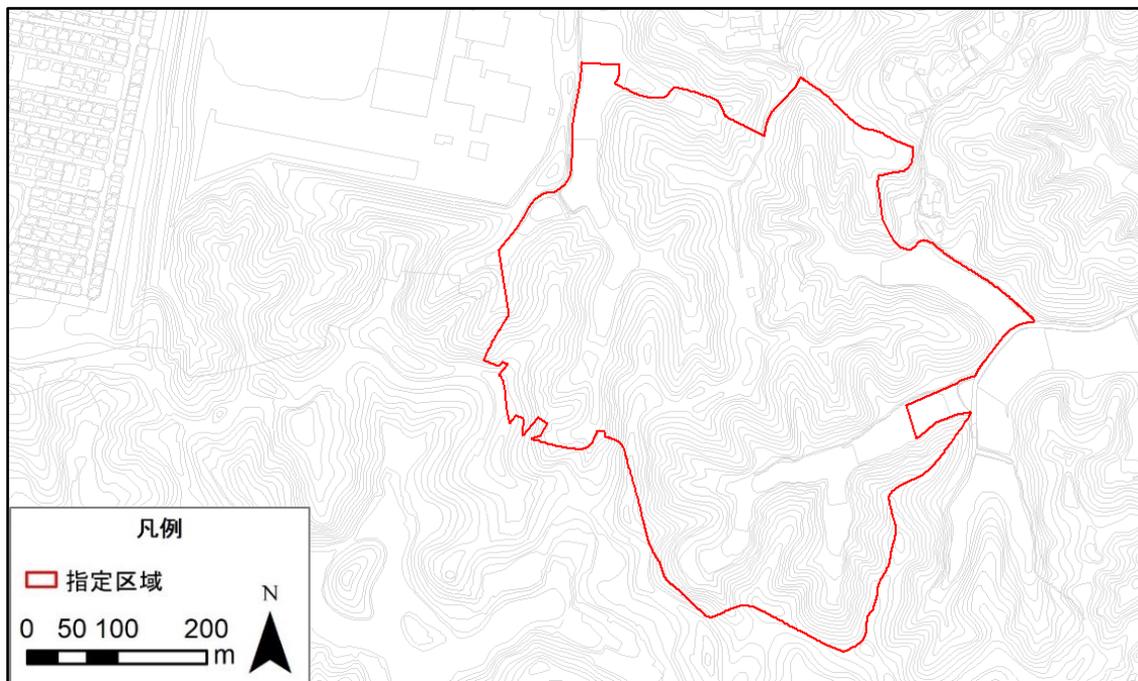
丘陵地における緑地の連続性を確保し、多様な生態系と里山環境を将来にわたって保全する必要がある。

別 表

町田市三輪町字十四号	1136 番 1、同番 2、1137 番から 1140 番まで、1147 番から 1149 番まで、1150 番 1、同番 2、1151 番から 1157 番まで、1159 番 2、同番 3、1160 番から 1174 番まで、1175 番 1、1176 番 1、1177 番 1、1178 番から 1183 番まで、1184 番 1、同番 2、1185 番、1194 番、1195 番 1、同番 2、1196 番から 1200 番まで、1201 番 1、同番 2、1202 番から 1204 番まで、1205 番 1、同番 2 及び 1206 番から 1208 番まで
町田市三輪町字十五号	1209 番から 1219 番まで、1220 番 1、同番 2、1221 番から 1236 番、1237 番 1 から同番 3 まで、1238 番から 1243 番まで、1244 番 1、同番 2、1245 番、1246 番 1、同番 2、同番 4 から同番 8 まで、同番 10 及び同番 11
町田市三輪町字十六号	1250 番 1、同番 2、1254 番 1 から同番 3 まで、1256 番 1 から同番 3 まで、1257 番 1、同番 2、1260 番 1、同番 2、1261 番、1262 番 1 から同番 3 まで、1263 番から 1265 番まで、1266 番 1 から同番 3 まで、1267 番から 1274 番まで、1275 番 1 から同番 4 まで、1276 番 1、同番 2、1277 番から 1295 番まで、1297 番から 1302 番まで、1303 番 1、同番 2、1319 番から 1323 番まで、1324 番 1 から同番 3 まで、1325 番、1326 番 1 から同番 3 まで、1327 番、1328 番、1328 番 2、1329 番 1、同番 2 及び 1330 番から 1336 番まで
町田市三輪町字十七号	1349 番

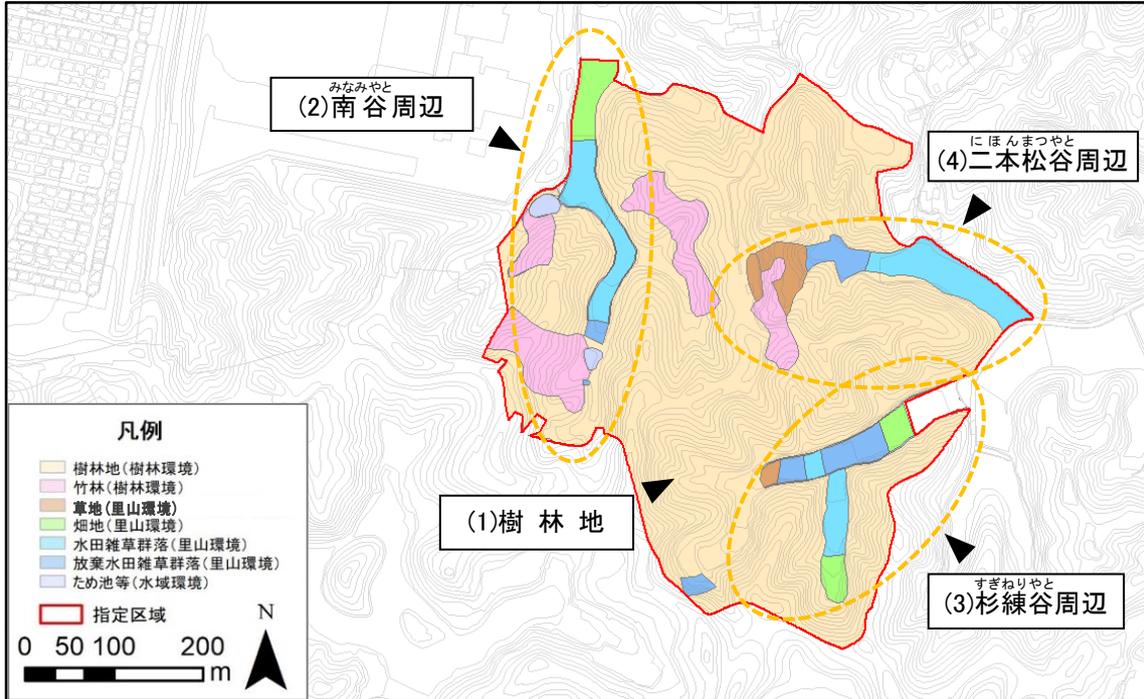
※一部調整中

町田市内（三輪）の緑地に係る保全地域 区域予定図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

図-1 環境区分



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 を使用 (4 都市基交第 187 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表-1 保全の方針 (1 / 4)

エリア	現況の自然特性	保全の方針
(1) 樹林地	<p>■樹林環境</p> <ul style="list-style-type: none"> コナラ群落が主体の落葉広葉樹林で、シイ・カシの二次林や竹林が点在する。低木には常緑広葉樹がみられる。 また、二本松谷にはスギ・ヒノキ・サワラが植林された樹林地が存在する。 多摩丘陵を代表するタマノカンアオイのほか、明るい林床を好むキンラン等の希少植物が生育している。 林床は基本的にアズマネザサが繁茂しているが、谷戸の斜面地を中心に管理の行き届いた明るい樹林環境が一部存在する。 谷戸と隣接した湿潤なエリアでは、ニホンアカガエルの成体・幼体が多数確認されている。 	<p>■樹林環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林環境の主体であるコナラ群落をはじめ、落葉広葉樹林の保全、回復を図る。 樹林環境に依存する動植物の生息・生育環境の保全、回復を図る。特に、タマノカンアオイ、キンラン、ツチアケビ等の希少植物の保全、回復に重点を置く。 樹林環境の維持管理に当たっては、希少動植物の保全を考慮した時期・方法による下層植生の下刈りや伐採等のルール作りを地権者の理解・協力を得ながら検討する。 枯損木は、キツツキ類等の鳥類や昆虫類の利用を考慮し、支障のない範囲で残置する。 竹林や林床のアズマネザサは生育範囲が拡大しないように管理する。 複合的な環境を利用する両生類等が生息可能な環境の保全、回復を図るため、谷戸地に面する林縁部では湿地環境との連続性に配慮した樹木の剪定や下層植生の下刈り等による管理を行う。

表－1 保全の方針（2／4）

エリア	現況の自然特性	保全の方針
<p>(2) みなみやと 南谷周辺</p>	<p>■里山環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落に囲まれた谷戸で、大半は水田として利用されており、主にイネを優占種とする水田雑草群落が広がっている。 ・水田内には、希少な水生植物（イトトリゲモ、キクモ等）や湿生植物（タコノアシ、ミゾハコベ等）が多数生育している。 ・また、水生昆虫（マダラコガシラミズムシ、コマルケシゲンゴロウ等）の種数も豊富となっている。 ・さらには、カエル類の生息数も多く、早春にはニホンアカガエルの卵塊が多数みられ、当区域における主要な繁殖場所となっていると考えられる。 ・谷戸奥部の湿地では希少植物のショウブ等の群落がみられるほか、貝類が生息し、湧水を水源とした流量や安定した水質が維持されている。 ・また、樹林で囲まれ、藪で鬱蒼としている薄暗い湿地では、ヒクイナ等の鳥類やマユタテアカネ等のトンボ類の生息環境となっている。 <p>■水域環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田脇の水路には、ゲンジボタル等の水生生物が生息している。 	<p>■里山環境の保全・回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田等が広がる里山環境を維持管理し、保全と回復を図る。 ・希少な湿生植物や、開放的な湿地や浅い池沼を好む水生昆虫、カエル類等の生息環境を保全・回復するため、現在の耕作を継続して取組み、健全な水田環境を維持する。 ・水域を中心に複合的な環境を利用する生物（カエル類等）が生息可能な環境の保全、回復を図るため、水田・湿地-草地-樹林の連続性に配慮した樹木の剪定や下層植生の下刈り等による管理を行う。 ・農地の維持管理に当たっては、現状の耕作方法を尊重しつつ、希少な動植物の生息・生育環境の保全・回復を念頭に置いた、農薬や施肥、下刈りのルール作りを地権者の理解を得ながら検討する。 ・マユタテアカネ等の生息環境を保全するため、谷戸奥部に存在する藪で覆われた鬱蒼とした湿地環境は現状を維持する。 <p>■水域環境の保全・回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域環境における流水に依存する水生昆虫や魚類等の水生生物の生息環境を保全・回復するため、地権者や耕作者の理解・協力を得つつ、関係機関との協議等を踏まえ、流水の維持や下刈り等のルール作りを検討する。 ・水生生物等の生息環境を保全・回復するために、谷戸に存在するため池の改修・維持を検討する。

表-1 保全の方針 (3 / 4)

エリア	現況の自然特性	保全の方針
<p>(3) すぎねりやと 杉練谷周辺</p>	<p>■里山環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落に囲まれた谷戸で、畑地、水田雑草群落、放棄水田雑草群落が混在し、奥部にはオギ群集が小規模ながら存在する。 ・水田周辺には、コオニタビラコといった適度に攪乱された湿地環境を好む植物が群生しているほか、希少な湿生植物（ムツオレグサ、タコノアシ等）が豊富で、開放的な湿地や浅い池沼を好むトンボ類（ハラビロトンボ、シオヤトンボ等）やカエル類（ニホンアカガエル等）が多く生息している。 ・放棄水田雑草群落やオギ群集等が存在しており、時間経過とともに遷移が進行し乾燥化が懸念される。 ・藪で鬱蒼とした湿地環境が形成された谷戸奥部には、マユタテアカネ等が生息している。 <p>■水域環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量の安定した水路が水田脇に存在し、ゲンジボタル、ホトケドジョウ等の水生生物が多く生息している。 	<p>■里山環境の保全・回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田等が広がる里山環境を維持管理し、保全と回復を図る。 ・希少な湿生植物や、開放的な湿地や浅い池沼を好む水生昆虫、カエル類等の生息環境を保全・回復するため、現在の耕作を継続し、健全な水田環境を維持する。 ・水域を中心に複合的な環境を利用する生物（カエル類等）が生息可能な環境の保全、回復を図るため、水田・湿地-草地-樹林の連続性に配慮した管理を行う。 ・農地の維持管理に当たっては、現状の耕作方法を尊重しつつ、希少な動植物の生息・生育環境の保全・回復を念頭に置いた、農薬や施肥、下刈りのルール作りを地権者等の理解を得ながら検討する。 ・放棄水田等は、主に攪乱依存型の水生植物や水生昆虫の保全を図るため、既往の耕作スケジュールに倣い湿地として維持管理する。 ・マユタテアカネ等の生息環境を保全するため、谷戸奥部に存在する藪で覆われた鬱蒼とした湿地環境は現状を維持する。 <p>■水域環境の保全・回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域環境における流水に依存する水生昆虫や魚類等の水生生物の生息環境を保全・回復するため、地権者や耕作者の理解・協力を得つつ、関係機関との協議等を踏まえ、流水の維持や下刈り等のルール作りを検討する。

表－1 保全の方針（4／4）

エリア	現況の自然特性	保全の方針
<p>(4) にほんまつやと 二本松谷 周辺</p>	<p>■里山環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギ・ヒノキ・サワラ植林やシイ・カシ二次林に囲まれた谷戸で、主に水田等の湿地環境からなる里山環境が形成されている。 ・谷戸の下流側では水田雑草群落が見られ、上流側はコブナグサが優占する放棄水田雑草群落となっている。 ・適度に攪乱された湿地環境に依存する希少植物（ヒメミズワラビ、タコノアシ等）が生育している。 ・谷戸奥部はアズマネザサ群落が広がっているほか、小規模ながらオギ群集もみられる。 	<p>■里山景観の保全、回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田等が広がる里山環境を維持管理し、保全・回復を図る。 ・希少な水生植物やカエル類等の生息・生育環境の保全・回復を図る。 ・水域を中心に複合的な環境を利用する生物（カエル類等）が生息可能な環境の保全、回復を図るため、水田・湿地-草地-樹林の連続性に配慮した管理を行う。 ・農地の維持管理に当たっては、現状の耕作方法を尊重しつつ、希少な動植物の生息・生育環境の保全、回復のために、耕作者の理解・協力を得ながら農薬や施肥、草刈のルール作りを検討する。 ・放棄水田等は、主に攪乱依存型の水生植物や水生昆虫の保全を図るため、既往の耕作スケジュールに倣い湿地として維持管理する。 ・谷戸奥部のアズマネザサ群落やオギ群集は、動物や鳥類による利用空間として保全しつつも、植物の遷移進行に伴う乾燥化を抑制するため、面積の拡大を防ぐ。
<p>共通</p>	<p>■外来種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区域では、外来種として、オオフサモ、アレチウリやアライグマ、アメリカザリガニ等が確認されている。 	<p>■外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物等の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

東京における自然の保護と回復に関する条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

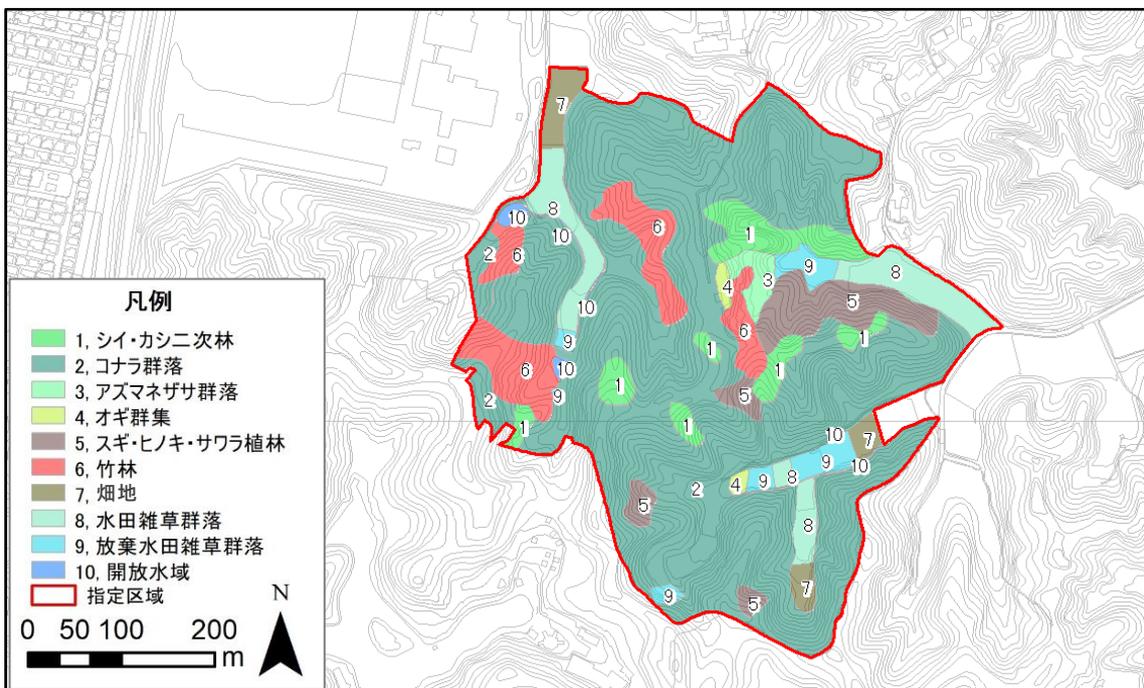
なお、同条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

4 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、2の自然の保護と回復のための方針を踏まえ「図-2 現存植生図及び目標植生図」と植生の管理方針「表-2 植生及び管理方針」を示す。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

図-2 現存植生図及び目標植生図



※この地図は、東京都縮尺 1/2, 500 を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－2 植生及び管理方針（1／6）

【管理方針及び方法の番号と説明】別表－2「保全地域における植生保全の考え方と管理方針」より

A	主木	1 伐採せず、現在の状況を継続 2 伐採せず遷移に委ねて自然林への移行 3 伐採更新を行うが林種の変更なし 4 伐採して林の転換又は転換速度を速める
B	下草・ 下層木	1 下刈り、伐採は行わず、現状を継続 2 樹種、時期、場所を選択し、下刈り、伐採を実施 3 全面的に下刈り、伐採
C	落葉・落枝	1 採取は行わない 2 採取を行う
D	植栽	1 行わない 2 目標とする植生の構成樹種の植栽を実施 3 防災用植栽を実施 4 野生動物の食餌植物の植栽を実施 5 緩衝用植栽を実施
E	草地	1 現状のまま放置 2 現状のまま刈取りを実施 3 自然の侵入を待って放置 4 自然の侵入を待って刈取りを実施 5 播種又は植え付け後、放置 6 播種又は植え付け後、刈取り

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
1	シイ・カシ 二次林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉自然林の構成種であるシイ・カシの二次林は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。 林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの捕植等を行う。 林床の希少種を保全するため、アズマネザサ等が繁茂した場合は下刈りを行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなど配慮を行う。 	2	1 ・ 2	1	1	-

表-2 植生及び管理方針（2／6）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
2	コナラ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。 主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン等明るい林床を好む植物の保全を図る。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林の更新を図るため、20～30年程度の間隔で萌芽更新を実施する。更新は一度に行わず、数年をかけて部分的・段階的に進める。また、必要に応じてドングリの苗木を育成し、実生更新も取り入れる。 シラカシの実生は、シラカシ林への置換わりを抑制するため、基本的に除去する。 下刈りや伐採の範囲は、希少動植物の分布状況や生息・生育状況をみながら、その都度決定する。 林床のアズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季も実施することも検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。常緑性の希少植物を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 	3	1 ・ 2	1	1	-
3	アズマネザサ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の単調化や植生遷移に伴う乾燥化を抑制するため、適宜、刈取りを実施し、多様な環境を創出する。 群落として残す部分は、状況をみながら順応的管理を行い、風通しを良くするための下刈りなど対策を進める。 	-	-	-	1	1 ・ 2
4	オギ群集	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の単調化や植生遷移に伴う乾燥化を抑制するため、適宜、刈取りを実施し、多様な環境を創出する。 冬場は小動物の隠れ場所となるほか、鳥類の餌場にもなるため、配慮しつつ刈取り等の作業を行う。 	-	-	-	1	1 ・ 2

表－２ 植生及び管理方針（３／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
5	スギ・ヒノキ・サワラ 植林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林の構成種であるスギ・ヒノキ・サワラの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林相の状況によっては、コナラ群落、他の植生への移行も検討する。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定や間伐を行う。 ・林床のアズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季も実施することも検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 	1	1 ・ 2	1	1	-
6	竹林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 ・林床のササ類や低木（アズマネザサ、アオキ等）が繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を検討する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状で適度な密度となっている部分は管理（若竹の間引き）を継続し、タケ類が過密にならないようにする。 ・管理が十分にされていない部分は、下刈りや伐採を行い、その後は若竹の間引きにより適度な密度を維持する。 	1	1 ・ 2	2	1	-

表－2 植生及び管理方針（4／6）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
7	畑地	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地の周囲は春季から夏季に草刈りを行い、草地環境・林縁環境を維持する。 ・農薬や除草剤は原則として使用しないなどのルールづくりを検討する。 	-	-	-	1	6
8	水田雑草群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、希少な動植物の生息・生育環境を保全する。 ・放棄水田等となった場合も、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れすることで、攪乱依存型の水生植物等の生育環境の保全を図る。 ・多様な湿地環境の創出を図るため、谷戸全体の状況をみたらうえて、冬季湛水を継続する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全する目的から、農薬や除草剤は原則として使用しない。特に、ネオニコチノイド系殺虫剤は使用しないこととする。 ・水生植物（イトトリゲモ、キクモ等）、湿生植物（タコノアシ、ミゾハコベ等）、水生昆虫（マダラコガシラミズムシ、コマルケシゲンゴロウ等）、トンボ類（ハラビロトンボ、シオヤトンボ等）、カエル類（ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル等）といった希少な動植物の保全にも配慮した水田耕作を行う。 ・畦畔は、水生昆虫の蛹化・羽化場や、カエル類の産卵場となるため、土の面が見える状態を確保する。 ・ホトケドジョウの生息が確認された谷戸では、水路との間を行き来できるよう水路との連続性の確保や、中干しの時期を調整する等、繁殖・生息に配慮した環境の創出を図る。 ・水田の土手に生育する植物の維持管理のため、下刈り（穴刈り）を行う。 	-	-	-	1	2・6

表-2 植生及び管理方針（5／6）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
9	放棄水田 雑草群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な湿地環境を維持し、希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復する。復田が可能な場合は、水田雑草群落の再生を試みる。 ・ササ類や低木などの湿地への拡大を抑制する。 ・谷戸最奥部に存在する薄暗い湿地は、希少種（ヒクイナ、マユタテアカネ等）の生息地として、基本的に手は加えず現状を維持する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生遷移を抑制するため、定期的の下刈りを行うとともに、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れをすることで、攪乱依存型の湿生植物（タコノアシ、ショウブ等）の生育環境の保全を図る。 ・全体の管理が難しい場合は、小さな水溜まりが（同じ場所で維持させるのではなく）毎年どこかにできるように、部分的に耕耘するなどの管理は、必要最低限行う。 ・ササ類や低木など必要に応じて下刈り・伐採を検討する。 ・必要に応じて、冬季に枯草等を除去し、富栄養化を抑制する。ただし、全面除去はせず部分的に残すことで、越冬時に利用する生物へ配慮する。 ・遷移進行が抑制できない場合は、隔年で土の塊を反転させるなどの措置を検討する。ただし、谷戸奥部の湿地にみられるショウブ群落は多年草のため、基本的に土の反転は行わず、状況に応じて、部分的に実施することも検討する。 	—	—	—	—	1 ・ 2

表－2 植生及び管理方針（6／6）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
			10	開放水域 (水路)	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で植生豊かな水域環境を維持し、特に流水環境に依存するゲンジボタルやホトケドジョウ等の希少な水生生物の生息環境を保全、回復する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流水環境を維持するため、水路への土砂の流入等に注意し、水路に常に水がある状態を維持する。 水路の深掘りといった河床の過度な攪乱は避ける。 	-	-
10	開放水域 (ため池)	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で植生豊かな水域環境を維持し、周辺水域に生息する希少動植物(ニホンアカガエル、トンボ類等)の生息・生育環境を保全、回復する。 ため池・水路・水田・湿地・草地・樹林の連続性に配慮し、多様な環境を創出する管理を検討する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池の保全、周辺水域に生息する希少動植物の維持管理のため、適宜、下刈りを行う。 水の高温暖化や富栄養化に注意する。 	-	-	-	-	1 ・ 2

※ 全域共通：特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

5 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。なお、設置に当たっては景観に配慮する。

6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の自然の保護と回復のための方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

- (1) 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。
- (2) 耕作地は、稲作を通じた農業体験などの場としての活用も検討する。
- (3) (1)及び(2)の実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。
- (4) その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

7 野生動植物保護地区の指定に関する事項

ニホンアカガエルをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条の規定に基づき、区域内の北側に位置する南谷の一部を野生動植物保護地区に指定する。

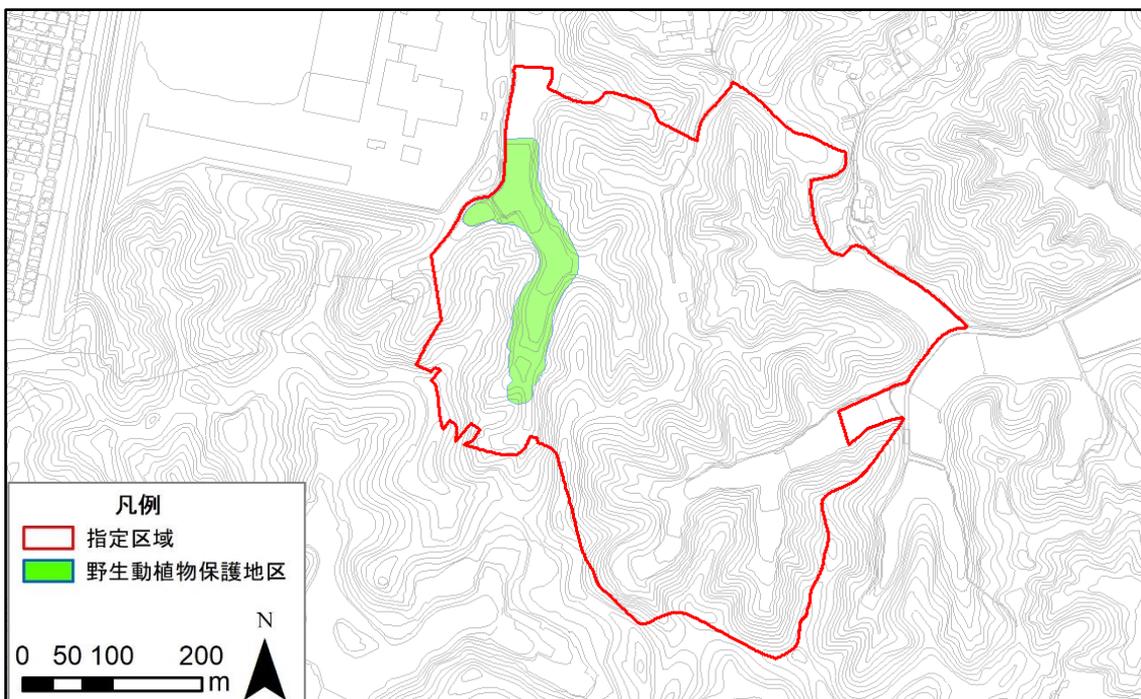
- (1) 指定区域 区域内の南谷の一部（図－3に示す区域）
- (2) 面積 約 1.15ha
- (3) 保護すべき野生動物の種類

条例第二十五条第三項の規定に基づき野生動植物保護地区に生息・生育する次に掲げる動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

植物：イトトリゲモ、ミゾハコベ、キクモ

両生類：ニホンアカガエル

図－3 野生動植物保護地区対象地



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分1	区分2	区分3	凡例番号	植物群落名	
I	A	常緑広葉樹林	1	スタジューヤブコウジ群集	
			2	タブノキイノデ群集	
			3	シラカシ群集 ケヤキ亜群集	
			4	シラカシ群集 典型亜群集	
			5	シラカシ群集 モミ亜群集	
			6	ケヤキシラカシ屋敷林	
			7	モミシキミ群集	
		河畔林および湿生林	8	ケヤキイロハモミジ群集	
			9	ハンノキオニスゲ群集	
		河辺林	10-1	タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林)	
			10-2	イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林)	
			10-3	オニグルミ群落	
		スゲ湿性植生	11	カサスゲ群集 他(ヨシスゲ湿地)	
		冠水河辺草本植物群落	12	オギ群集 他(冠水河辺草原-中流部)	
	13		ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原-上流部)		
	抽水植物群落	14-1	マコモウキヤガラ群集		
		14-2	ヨシ群落		
	塩沼地植生	15	シオクグ群集 他(塩沼地植生)		
	浮葉植物群落	16	ヒルムシロクラス(浮葉植物群落)		
	夏緑広葉二次林	17	ムクノキミズキ群落		
		18	コナラエイギリ群落		
		19	コナラクスギ群落		
		20	コナラクスギ群落 アカマツファシース		
		21	コナラクリ群落		
		22	アカマツヤマツツジ群落		
		植林	23-1	ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林)	
			23-2	ニセアカシア群落	
			24	クロマツ植林	
			25	アカマツ植林	
		竹林	26	スギ・ヒノキ植林	
	27		テーダマツ植林 他(外国産針葉樹植林)		
	28		モウソウチク・マダケ林		
	29		マダケ群落		
	B	林縁植物群落	34	カナムグラークス群落	
		二次草原および人工草地	30	ススキアズマネササ群落	
			31	ススキチガヤ群落	
			40	ヨシオオクサキ群落	
			32	人工シバ草地	
			33	牧草地、緑化法面草地	
			35	ニシキソウカラスビシャク群落(耕作畑雑草群落)	
			36	ヒメムカシヨモギオオアレチノギク群落(耕作放棄畑雑草群落)	
		樹木畑	37	茶畑	
			38	落葉果樹園	
		39	苗圃		
		多年生路傍植物群落	41	セイタカアワダチソウ群落	
			42	ヨモギユウガキ群落 他(路傍雑草群落)	
			43	オオバコカゼクサ群落 他(路傍群落)	
			44	オオイヌタデオオクサキ群落 他(埋立地雑草群落)	
			45	コナギウリカワ群落 他(耕作水田雑草群落)	
			46	ミゾソバ群落	
	47		モミイヌフナ群落		
	A	山地夏緑広葉樹林	48	ブナツクバネウツギ群落 典型亜群集 典型変群集	
			49	ブナツクバネウツギ群落 典型亜群集 ウラジロモミ変群集	
			50	ブナツクバネウツギ群落 タイミンガサモドキ亜群集	
		山地針葉樹林	51	コメツガーウラジロモミ群落	
			52	コメツガーウラジロモミ群落 ヒノキファシース	
			53	ツガーミツバツツジ群落 典型亜群集	
		54	ツガーミツバツツジ群落 ヒノキ亜群集		
		山地渓谷林	55	シオジミヤマクマワラビ群落	
			56	フサザクラタマアジサイ群落	
		B	山地夏緑広葉二次林	57	ミズナラクリ群落(ミズナラダケカンバ群落を含む)
	58			カラマツ植林	
	山地二次草原		59	スズタケ群落	
			60	ススキヤマトラノオ群落	
			60-1	マルバダケブキヤマアワ群落	
	61	ススキマルバハギ群落			
	61-1	マルバダケブキヤマカモジグサ群落			
	A	亜高山針葉樹林	62	タラノキクサイチゴ群落他	
			63	シラビソオオシラビソ群落 コメツガ亜群集	
	B	亜高山夏緑広葉二次林	64	ミヤマクマザサシモツケ群落	
			65	ダケカンパーネコシテ群落	
	IV	-	その他の土地利用	66	樹群をもった公園、墓地など
				67	緑の多い住宅地
				68	緑の少ない市街地・住宅地
69				工場地	
70				造成地、人為裸地	
71				採石地	
72				自然裸地	
73				広いコンクリート地	
74				開放水域	

* 区分1(クラス域) I:ヤブツバキクラス域、II:ブナクラス域、III:トウヒークケモモクラス域、IV:その他土地利用
 * 区分2 A:自然植生、B:代償植生

保全地域における植生保全の考え方と管理方針

昭和52年2月 東京都
自然環境保全審議会決定
令和2年9月 改正

(1)に大別する現況の植生について、(2)のような考え方により、(3)の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4)から選別する。

(1) 現況の植生		(2) 保全の考え方
自然林 1～10 47～56、63	過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が効いていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が効かなかったため景観や種組成が自然林に近づいている林	原則として、現状のまま保全する。
二次林 17～22 57、65	自然林と植栽林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなっても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林	(ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も薪炭等の利用を行っている林については、利用慣行は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るため、拡大造林(針葉樹の植栽林に変えること)は抑制する。
植栽林 23～28、58	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林	森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の年齢)の引き上げや、小面積伐採による伐採区域の分散等の指導を行う。
草原 11～15 29～34、36 40～44、46 59～62、64	植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、湿性草地、二次草地等)	(ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への誘導植栽等、その方法を選別する。
その他		地域の状況に応じ、個々に定める。
注1 (1)の左欄の番号は、表-1 植生群落名及びその植生図番号一覧の番号である。		
注2 (4)は、植生が変化した場合として、目標達成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。		

(3) 目標とする植生	(4) 管理方針及び方法	
1 針葉自然林	A 主木の取扱い	1 伐採せず、現在の状態を継続させる。
2 落葉広葉自然林		2 伐採せず、遷移に委ねて自然林への移行を図る。
3 常緑広葉自然林		3 伐採更新を行うが、林種は変えない。
4 湿生林		4 伐採して林種の転換を図る。あるいは、林種の転換速度を早める。
5 二次林	B 下草及び下層木の取扱い	1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。
6 植栽林		2 樹種、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を促す。
7 竹林		3 全面的に下刈りを行う。
8 陸生自然草原	C 落葉・落枝の取扱い	1 採取を行わない。
9 湿原	D 植栽	2 採取を行う。
10 湿性草地		1 行わない。
11 二次草地		2 目標とする植生の構成樹種の植栽を行う。
		3 防災用植栽を行う。
		4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。
		5 緩衝用植栽を行う。
100～ その他	E 草地の取扱い	1 現状の草地のまま、放置する。
		2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。
		3 自然の侵入を待って、放置する。
		4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。
		5 播種又は植え付けの後、放置する。
		6 播種又は植え付けの後、刈り取りを行う。

● 保全地域指定書案の概要

- ①種 別：里山保全地域
- ②名 称：町田三輪沢山里山保全地域（仮称）
- ③位 置：町田市三輪町の一部
- ④区 域：右図のとおり
- ⑤指定面積：24,518㎡ ※指定予定地範囲（赤線枠内）

⑥区域の概要

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。

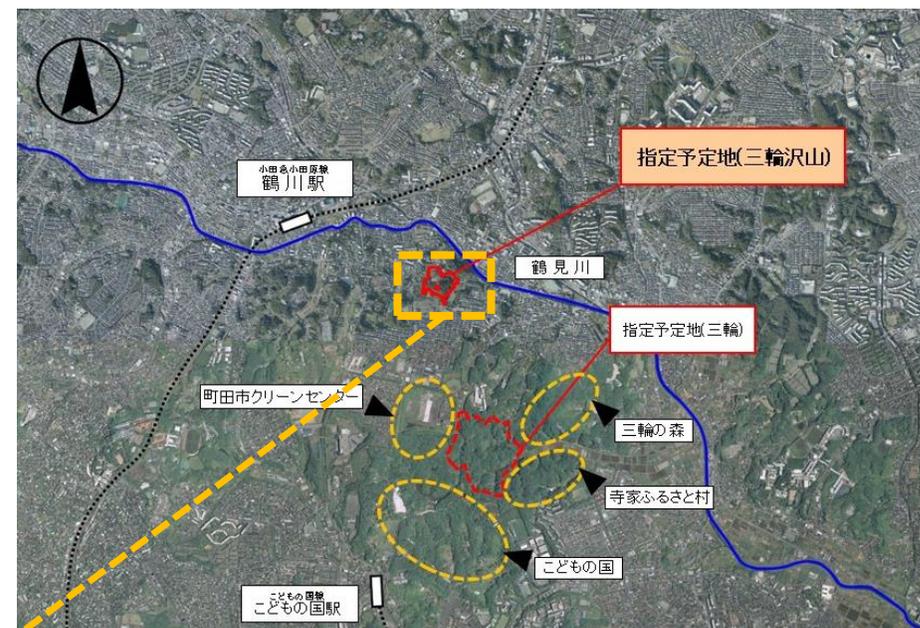
また、当区域には沢山城跡が含まれており、空堀や土塁などの遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等水辺を利用する種も確認され、鶴見川等周辺環境との繋がりがみられる。

⑦指定理由

当区域は、樹林地を中心に農耕地等からなる多様な環境を有しており、年間を通じた林床管理が長年継続されている。その結果、多摩丘陵の里山に生息・生育している動植物が多くみられる良好な自然環境が残されている。

こうした自然環境を継承し、かつて多摩丘陵に広く分布していた原風景も含め将来にわたり確保することは、生物多様性の保全の観点からも重要である。



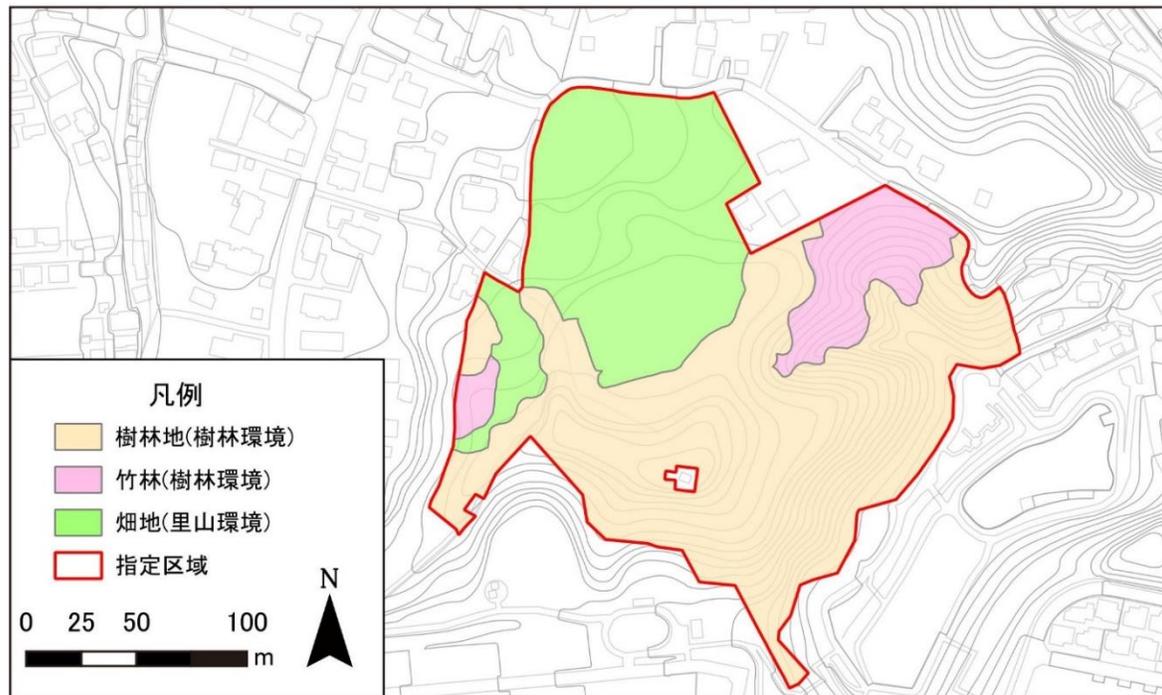
※赤線枠内は対象地を示す。出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

保全計画書案：自然の保護と回復のための方針（三輪沢山）

【 保全方針 】

- 当区域の樹林地や林縁、農耕地における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。
また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を実施する。

<環境区分>



<環境区分ごとの保全方針>

環境区分	保全方針
共通	<ul style="list-style-type: none">○希少な動植物の生息・生育環境<ul style="list-style-type: none">・樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。○外来種対策<ul style="list-style-type: none">・特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。
樹林環境	<ul style="list-style-type: none">・多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。
里山環境	<ul style="list-style-type: none">・果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保全管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

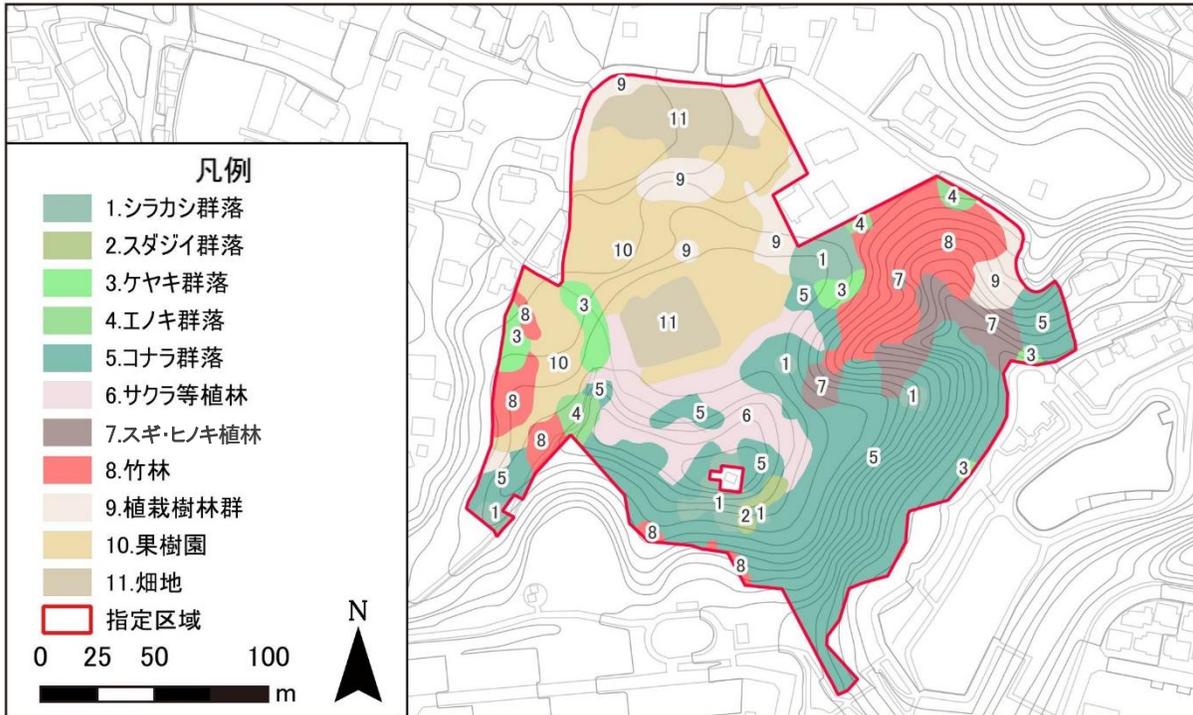
この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（7都市基交第354号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

保全計画書案：植生及び管理方針（三輪沢山）

【 植生と管理方針 】

- 東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和6～7年度）」を参考とし、専門家へのヒアリングの内容を加えて整理した。
- 現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

< 現存植生図及び目標植生図 >



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（7都市基交第354号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

< 植生ごとの管理方針 >

植生		管理方針(主な事項)
1	シラカン群落	・主木には基本的には手は加えず、植生の遷移に委ねる。
2	スダジイ群落	・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
3	ケヤキ群落	・屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
4	エノキ群落	
5	コナラ群落	・主木は萌芽更新を適宜、実施する。 ・主に、ササ類や低木などの下刈りや伐採を適宜行い、明るい林床を好む植物の保全を図る。
6	サクラ等植林	・原則として現状のまま保全し、落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。
7	スギ・ヒノキ植林	・主木には基本的には手は加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。
8	竹林	・現在の生育範囲から拡大しないように抑制する。 ・コナラ林内にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。 ・下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。
9	植栽樹林群	・現状の植栽林を維持するため、原則として主木には手を加えない。
10	果樹園	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。
11	畑地	・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

保全計画書案：規制・活用等の方針（三輪沢山）

【自然の保護と回復のための規制に関する事項】

- ・東京における自然の保護と回復に関する条例第24条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

【施設等に関する事項】

- ・保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩所等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。
- ・保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

【保全地域の活用その他の運営に関する事項】

- ・「自然の保護と回復のための方針」を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

(参考) 指定地域における希少動植物の生息・生育状況 (三輪沢山)

【生物相の概況】

・東京都が実施した「町田市内における緑地の自然環境調査委託報告書（令和6～7年度）」を参考とし、専門家のヒアリング内容を加えて整理

【調査結果】

①植物相

・113科459種が記録され、そのうち注目すべき種として表1に示す15科25種が確認されている。

<表1>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
イワヒバ	タチク라마ゴケ		VU
ハナヤスリ	ナツノハナワラビ		VU
	コヒロハハナヤスリ		VU
イノモトソウ	アマクサシダ		EN
オンダ	オオカナワラビ		EN
	ナンゴクナライシダ		NT
	リョウトウイタチシダ		VU
	トウゴクシダ		NT
	アスカイノデ		VU
シノブ	シノブ		VU
ウmanoszukusa	タマノカンアオイ	VU	VU
ラン	エビネ	NT	NT
	キンラン	NT	NT
	ササバギンラン		NT
	マヤラン	VU	
	クマガイソウ	VU	CR
ススキノキ	ノカンゾウ		NT
ヒガンバナ	キツネノカミソリ		NT
クサスギカズラ	アマドコロ		NT
カヤツリグサ	ホソバヒカゲスゲ		NT
キンポウゲ	ニリンソウ		NT
	イチリンソウ		NT
マメ	ホドイモ		VU
シソ	オカタツナミソウ		NT
キク	オケラ		NT
15科	25種	5種	24種

②動物相

・哺乳類3目5科5種、鳥類10目25科39種、爬虫類1目5科5種、両生類1目2科2種、昆虫類15目89科213種、陸産貝類1門1綱7科16種が記録され、そのうち注目すべき種として、表2に示す哺乳類1種、鳥類15種、爬虫類5種、両生類2種、昆虫類8種が確認されている。

<表2>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆哺乳類			
モグラ	アズマモグラ		○
1科	1種	-	1種
◆鳥類			
カッコウ	ホトトギス		NT
タカ	ツミ		VU
キツツキ	アオゲラ		○
サンショウクイ	サンショウクイ	VU	CR
	リュウキュウサンショウクイ		DD
モズ	モズ		NT
カラス	オナガ		NT
シジュウカラ	ヤマガラ		○
ウグイス	ウグイス		○
ムシクイ	エゾムシクイ		・
	センダイムシクイ		VU
ヒタキ	トラツグミ		VU
アトリ	イカル		○
ホオジロ	ホオジロ		NT
	カシラダカ		NT
12科	15種	1種	15種
◆爬虫類			
ヤモリ	ニホンヤモリ		※
トカゲ	ヒガシニホントカゲ		VU
カナヘビ	ニホンカナヘビ		NT
ナミヘビ	シマヘビ		VU
クサリヘビ	ニホンマムシ		CR
5科	5種	-	5種

<表2>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆両生類			
アマガエル	ニホンアマガエル		VU
アオガエル	シュレーゲルアオガエル		VU
2種	2種	-	2種
◆昆虫類			
カワトンボ	ハグロトンボ		○
トンボ	マユタテアカネ		NT
	ミヤマアカネ		VU
タテハチョウ	ヒカゲチョウ		○
	ヒメウラナミジャノメ		○
ガムシ	ヒメガムシ		-
タマムシ	タマムシ		NT
アリ	トゲアリ	VU	
6科	8種	1種	7種

【注目すべき種・選定根拠】

- 1：環境省レッドリスト2020（環境省、令和2年）の掲載種
 EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
 CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 2：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」（東京都、令和5年）の掲載種
 EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、
 CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
 VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
 ※：留意種、○：ランク外、・：非分布、-：データ無し

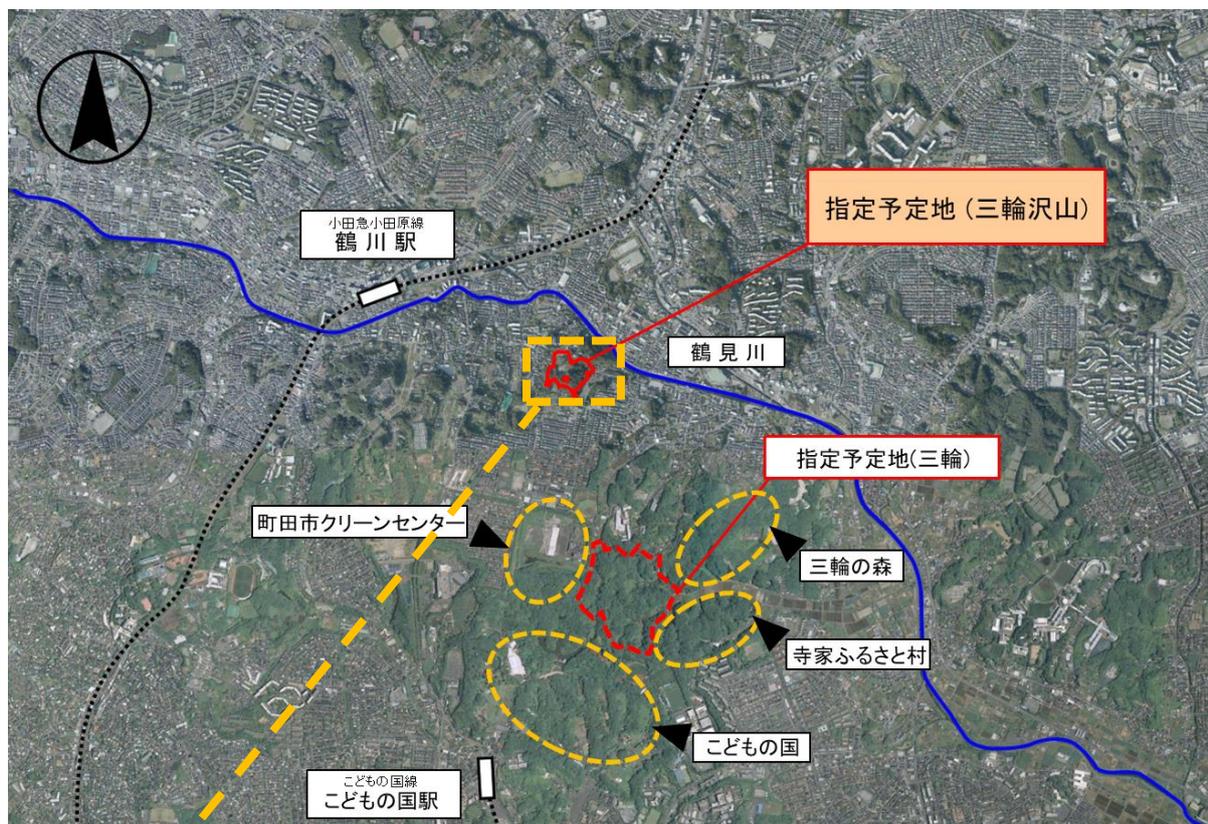
資料 2-2

町田市内の緑地に係る保全地域の
指定及び保全計画（三輪沢山）（案）

令和 8 年 1 月

東京都環境局自然環境部

町田市内（三輪沢山）の緑地に係る保全地域 案内図



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

※赤線枠内は対象地を示す。

保全地域指定書（案）

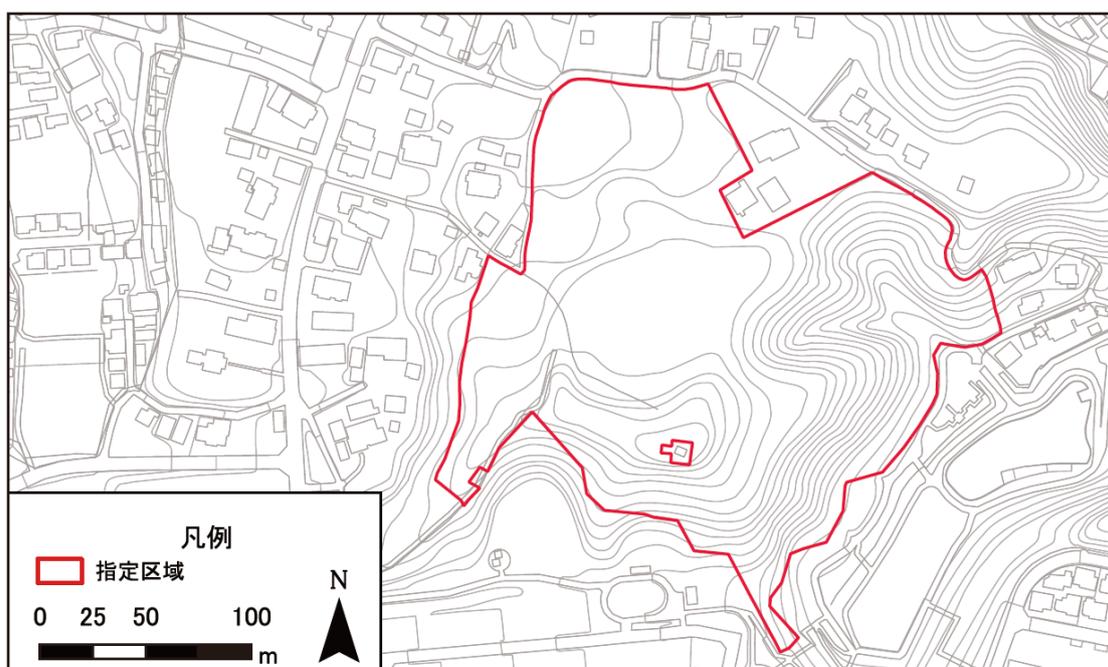
- | | |
|-----------|--|
| 1 種 別 | 里山保全地域 |
| 2 名 称 | 町田三輪沢山里山保全地域（仮称） |
| 3 位 置 | 町田市の東部の三輪地区の区域 |
| 4 区 域 | 別表及び別図に示す地域 |
| 5 指 定 面 積 | 24,518 m ² |
| 6 区域の概要 | <p>当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。</p> <p>また、当区域には沢山城跡が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。</p> <p>鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等の水辺を利用する種も確認され、鶴見川等の周辺環境との繋がりがみられる。</p> |
| 7 指 定 理 由 | <p>当区域は、樹林地を中心に農耕地等からなる多様な環境を有しており、年間を通じた林床管理が長年継続されている。その結果、多摩丘陵の里山に生息・生育している動植物が多くみられる良好な自然環境が残されている。</p> <p>こうした自然環境を継承し、かつて多摩丘陵に広く分布していた原風景も含め将来にわたり確保することは、生物多様性の保全の観点からも重要である。</p> |

別 表

町田市三輪町字二十三号 1887 番 1、1888 番 1、1889 番 1、1892 番 1 の一部、1892 番 3、1893 番 1 の一部、1893 番 2、1897 番 1 から同番 3 まで、1898 番、1899 番 1、同番 2、1900 番、1901 番、1902 番 1、同番 2、1903 番、1904 番、1928 番 2 の一部及び 1929 番の一部

別 図

町田市内（三輪沢山）の緑地に係る保全地域 区域予定図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7 都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

保全計画書（案）

1 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。

また、当区域域には、沢山城址が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等水辺を利用する種も確認され、鶴見川等周辺環境との繋がりがみられる。

2 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地や林縁、農耕地等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を以下の方針により実施することとし、図－1に示す環境区分に対応した保全の方針を表－1に示す。

(1) 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

(2) 樹林環境

多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。

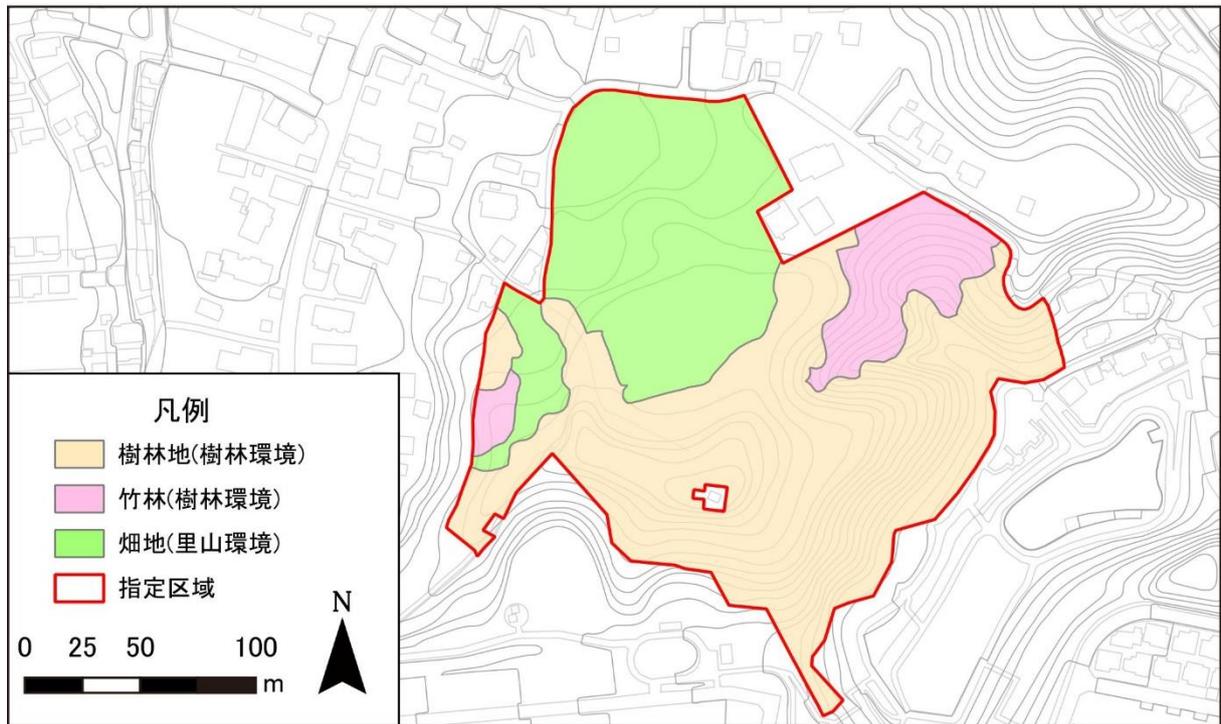
(3) 里山環境

果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保全管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

(4) 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

図－1 環境区分



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－1 保全の方針

現況の自然特性	保全の方針
<p>■樹林環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落を主体に、シラカシ群落、スギ・ヒノキ・サクラ等の植林、竹林等から構成されている。 ・多摩丘陵を代表するタマノカンアオイのほか、明るい林床を好むキンラン、ニリンソウのほか、シダ類等の希少植物が生育している。 ・管理の行き届いた竹林の林床には、クマガイソウ、オオカナワラビ等のシダ類やエビネ等が生育している。 ・エナガ等の鳥類やマユタテアカネ等の昆虫類が確認されている。 <p>■里山環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地や梅・柿等の果樹園から構成されている。 ・果樹園の林床には、明るい林床を好むニリンソウ、イチリンソウ等が生育し、畑地の脇の草地にはワレモコウ、キツネノカミソリ、ノカンゾウ等が生育している。 <p>■外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当区域では、外来種として、セイタカアワダチソウやアライグマ、ハクビシン等が確認されている。 	<p>■樹林環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境に依存する動植物の生息・生育環境の保全、回復を図る。特に、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少植物の保全、回復に重点を置く。 ・樹林環境の維持管理に当たっては、沢山城跡の空堀や土塁等の遺構の維持を含め、現状の管理方針を尊重しつつ、希少動植物の保全を考慮した時期・方法による下層植生の下刈りや伐採等のルール作りを地権者の理解・協力を得ながら検討する。 ・枯損木は、キツツキ類等の鳥類や昆虫類の利用を考慮し、支障のない範囲で残置する。 ・竹林は現状の管理を継続し、規模の拡大を抑制するとともに、シダ類の生育に適した適湿な環境を維持する。 <p>■里山環境の保全、回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農耕地と樹林地を一体的に保全することで、両者を利用する動物の生息環境を確保する。 ・農地の維持管理に当たっては、沢山城跡の空堀や土塁等の維持を含め、現状の耕作・管理方法を尊重しつつ、希少動植物の生息・生育環境の保全、回復を目的に地権者や耕作者の理解等を得ながら農薬や施肥、草刈りのルール作りを検討する。 <p>■外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物等の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

東京における自然の保護と回復に関する条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

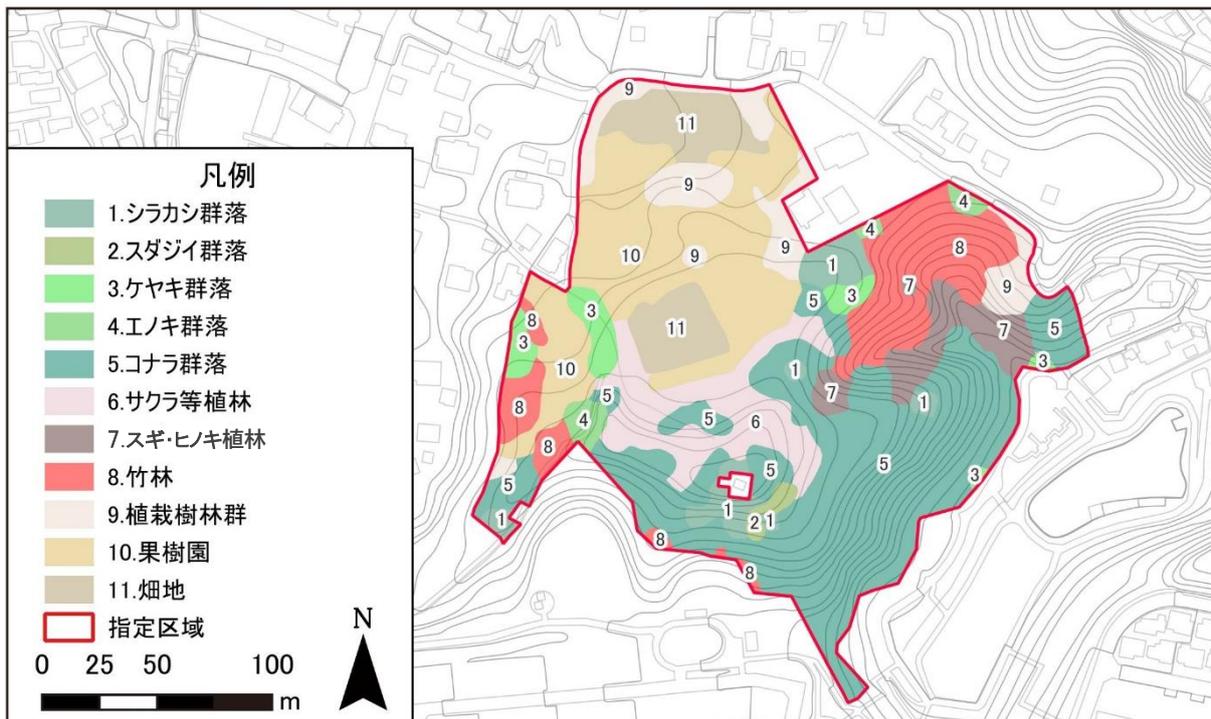
なお、同条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

4 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、2の自然の保護と回復のための方針を踏まえ「図-2 現存植生図及び目標植生図」と植生の管理方針「表-2 植生及び管理方針」を示す。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

図-2 現存植生図及び目標植生図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－２ 植生及び管理方針（１／６）

【管理方針及び方法の番号と説明】別表－２「保全地域における植生保全の考え方と管理方針」より

A	主木	1 伐採せず、現在の状況を継続 2 伐採せず遷移に委ねて自然林への移行 3 伐採更新を行うが林種の変更なし 4 伐採して林の転換又は転換速度を速める
B	下草・ 下層木	1 下刈り、伐採は行わず、現状を継続 2 樹種、時期、場所を選択し、下刈り、伐採等を実施 3 全面的に下刈り、伐採
C	落葉・落枝	1 採取は行わない 2 採取を行う
D	植栽	1 行わない 2 目標とする植生の構成樹種の植栽を実施 3 防災用植栽を実施 4 野生動物の食餌植物の植栽を実施 5 緩衝用植栽を実施
E	草地	1 現状のまま放置 2 現状のまま刈り取りを実施 3 自然の侵入を待って放置 4 自然の侵入を待って刈り取りを実施 5 播種又は植え付け後、放置 6 播種又は植え付け後、刈り取り

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
1	シラカシ 群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 林床の希少種（キンラン、エビネ等）を保全するため、アズマネザサ等が繁茂した場合は下刈りを行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種（エビネやシダ類等）を刈り取らないよう、必要に応じてマーキングするなど配慮を行う。 	1	1 ・ 2	1	1	-
2	スダジイ 群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉自然林の構成種であるスダジイ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。 林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（２／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
3	ケヤキ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹自然林の構成種であるケヤキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 ・林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種が確認された場合は必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 ・ケヤキの大径木はタマムシ等の産卵場所となるため、伐採する場合は、支障のない範囲で伐採後の幹を残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-
4	エノキ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹自然林の構成種であるエノキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。 ・林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定・間伐・実生からの補植等を行う。 ・林床植生を保全するため、アズマネザサ等が繁茂し過ぎないように下刈りを行う。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少種が確認された場合は必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 ・エノキの大径木はタマムシ等の産卵場所となるため、伐採する場合は、支障のない範囲で伐採後の幹を残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（３／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
5	コナラ群落	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。 ・主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン、ヤマユリ、オオバギボウシ等明るい林床を好む植物の保全を図る。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林の更新を図るため、20～30年程度の間隔で萌芽更新を実施する。更新は一度に行わず、数年をかけて部分的・段階的に進める。また、ドングリの苗木を育成し実生更新も取り入れる。 ・シラカシの実生は、シラカシ林への置換わりを抑制するため、基本的に除去する。 ・下刈りや伐採の範囲は、希少動植物の分布状況や生育状況をみながら、その都度決定する。 ・林床のアズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季にも実施することも検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床植物の状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。 ・常緑性の希少植物（タマノカンアオイ、シダ類等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングする等の配慮を行う。また、イチリンソウ等の春植物を踏みつけないよう生育場所に囲いを設置するなど留意する。 ・シダ類の生育に適した適湿な環境を維持するため、林縁部を刈り残すなど下層植生を部分的に残す。 ・ウグイス等の密生した植生を好む生物の生息場所を確保するために、部分的にアズマネザサを残す区域を設定する。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（４／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
6	サクラ等植林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林の構成種であるサクラ等の植林は原則として現状のまま保全し、エナガ等の落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。 ・林床の植物（キンラン、ニリンソウ等）を保全するため、下層植生の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物（シュンラン、シダ類等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなど配慮し、可能な範囲で手刈りを行う。 ・サクラの大径木はタマムシの産卵場所となるため保全し、伐採する場合は伐採した幹は支障のない範囲で残置する。 	1	1 ・ 2	1	1	-
7	スギ・ヒノキ植林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林の構成種であるスギ・ヒノキの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。 ・林相の状況によっては、コナラ群落等、他の植生への移行も検討する。 ・林床の植物（エビネ・キンラン等）を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主木は原則として保全するが、数年に一度点検を行い、必要に応じて剪定や間伐を行う。 ・アズマネザサ等の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季にも実施する事も検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床植物の状況をみながら、その後の管理方針を柔軟に決めていく。 ・下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。常緑性の希少植物（シダ類、エビネ、タマノカンアオイ等）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 	1	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（５／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
8	竹林	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の生育範囲から拡大しないよう抑制する。 コナラ林内等、他植生にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。 下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹林内のスギ・ヒノキ植林、ケヤキ、エノキは伐採せず、遷移に委ねる。 現状で適度な密度となっている部分は管理（若竹の間引き）を継続し、タケ類が過密にならないようにする。 管理が十分にされていない部分は、間伐を行い、その後は若竹の間引きや間伐により適度な密度を維持する。 	4	3	1	1	-
9	植栽樹林群	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に主木は保全する。 下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主木は原則として保全するが、必要に応じて間伐や剪定等を行う。 下刈りの時期は多くの植物の地上部が枯れた冬季が望ましい。 	1	1 ・ 2	1	1	-
10	果樹園	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徒長枝は冬季に剪定する。 農薬は原則として使用しないなどのルールづくりを検討する。 	-	-	-	1	2

表－２ 植生及び管理方針（６／６）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
11	畑地	<p>【管理方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。 <p>【管理方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地の周囲は春季から夏季に草刈りを行い草地環境・林縁環境を維持する。 ・農薬は原則として使用しないなどのルールづくりを検討する。 	1	1・2	1	1	-

※全域共通：特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

5 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するため、案内板や解説板等を設けるとともに、地域に生息・生育する動植物を保護するため、制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。なお、整備に当たっては景観に配慮する。

6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の自然の保護と回復のための方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

- (1) 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。
- (2) 耕作地は、稲作を通じた農業体験などの場としての活用も検討する。
- (3) (1)及び(2)の実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。
- (4) その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分1	区分2	区分3	凡例番号	植物群落名		
I	A	常緑広葉樹林	1	スタジューヤブコウジ群集		
			2	タブノキイノデ群集		
			3	シラカシ群集 ケヤキ亜群集		
			4	シラカシ群集 典型亜群集		
			5	シラカシ群集 モミ亜群集		
			6	ケヤキシラカシ屋敷林		
			7	モミシキミ群集		
		河畔林および湿生林	8	ケヤキイロハモミジ群集		
			9	ハンノキオオニスゲ群集		
		河辺林	10-1	タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林)		
			10-2	イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林)		
		スゲ湿性植生	10-3	オニグルミ群落		
			11	カサスゲ群集 他(ヨシスゲ湿地)		
		冠水河辺草本植物群落	12	オギ群集 他(冠水河辺草原-中流部)		
			13	ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原-上流部)		
		抽水植物群落	14-1	マコモウキヤガラ群集		
塩沼地植生	14-2	ヨシ群落				
浮葉植物群落	15	シオクグ群集 他(塩沼地植生)				
I	B	夏緑広葉二次林	16	ヒルムシロクラス(浮葉植物群落)		
			17	ムクノキミズキ群落		
		植林	18	コナライイギリ群落		
			19	コナラクスギ群落		
			20	コナラクスギ群落 アカマツファシース		
			21	コナラクリ群落		
			22	アカマツヤマツツジ群落		
			23-1	ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林)		
			23-2	ニセアカシア群落		
			24	クロマツ植林		
			25	アカマツ植林		
			26	スギ・ヒノキ植林		
		27	テーダマツ植林 他(外国産針葉樹植林)			
		竹林	28	モウソウチク・マダケ林		
		II	A	林縁植物群落	29	メダケ群落
					34	カナムグラークス群落
二次草原および人工草地	30			ススキアスマネサザ群落		
	31			ススキチガヤ群落		
	40			ヨシオオクサキビ群落		
	32			人エシバ草地		
	33			牧草地、緑化法面草地		
	畑地雑草群落			35	ニシキソウ・カラスビシャク群落(耕作畑雑草群落)	
				36	ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落(耕作放棄畑雑草群落)	
	樹木畑			37	茶畑	
				38	落葉果樹園	
	多年生路傍植物群落			39	苗圃	
41				セイタカアワダチソウ群落		
42				ヨモギユウガギク群落 他(路傍雑草群落)		
路上植物群落				43	オオハコカセクサ群落 他(路傍群落)	
空地・埋立地一年生植物群落				44	オオイヌタデ・オオクサキビ群落 他(埋立地雑草群落)	
		45	コナギウリカワ群落 他(耕作水田雑草群落)			
水田雑草群落		46	ミソバ群落			
II		B	山地夏緑広葉樹林	47	モミイヌブナ群落	
	48			ブナツクバネウツギ群落 典型亜群集 典型変群集		
	山地針葉樹林		49	ブナツクバネウツギ群落 典型亜群集 ウラジロモミ変群集		
			50	ブナツクバネウツギ群落 タイミンガサモドキ亜群集		
	山地渓谷林		51	コメツガーウラジロモミ群落		
			52	コメツガーウラジロモミ群落 ヒノキファシース		
			53	ツガ・ミツバツツジ群落 典型亜群集		
			54	ツガ・ミツバツツジ群落 ヒノキ亜群集		
	山地夏緑広葉二次林		55	シオジミヤマクマワラビ群落		
			56	フサザクラ・タマアジサイ群落		
	植林		57	ミズナラクリ群落(ミズナラ・ダケカンバ群落を含む)		
			58	カラマツ植林		
			59	スズタケ群落		
			60	ススキヤマトラノオ群落		
			山地二次草原	60-1	マルバダケブキ・ヤマアワ群落	
				61	ススキ・マルバハギ群落	
伐採跡地低木群落		61-1	マルバダケブキ・ヤマカモジグサ群落			
62		タラノキクサイチゴ群落他				
III	A	63	シラビソ・オオシラビソ群落 コメツガ亜群集			
		64	ミヤマクマザサ・シモツケ群落			
III	B	65	ダケカンバ・ネコシデ群落			
		66	樹群をもった公園、墓地など			
IV	-	その他の土地利用	67	緑の多い住宅地		
			68	緑の少ない市街地・住宅地		
			69	工場地		
			70	造成地、人為裸地		
			71	採石地		
			72	自然裸地		
			73	広いコンクリート地		
			74	開放水域		

* 区分1(クラス域) I:ヤブツバキクラス域、II:ブナクラス域、III:トウヒークケモモクラス域、IV:その他土地利用
 * 区分2 A:自然植生、B:代償植生

保全地域における植生保全の考え方と管理方針

昭和52年2月 東京都
自然環境保全審議会決定
令和2年9月 改正

(1) に大別する現況の植生について、(2) のような考え方により、(3) の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4) から選別する。

(1) 現況の植生		(2) 保全の考え方
自然林 1～10 47～56、63	過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が訪わっていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が訪わらなかったため景観や種組成が自然林に近づいている林	原則として、現状のまま保全する。
二次林 17～22 57、65	自然林と植栽林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなっても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林	(ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も薪炭等の利用を行っている林については、利用慣行は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るため、拡大造林(針葉樹の植栽林に変えること)は抑制する。
植栽林 23～28、58	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林	森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の年齢)の引き上げや、小面積刈取による伐採区域の分散等の指導を行う。
草原 11～15 29～34、36 40～44、46 59～62、64	植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、湿性草地、二次草地等)	(ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への誘導植栽等、その方法を選別する。
その他		地域の状況に応じ、個々に定める。
注1 (1) の左欄の番号は、表-1 植生群落名及びその植生図番号一覧の番号である。		
注2 (4) は、植生が変化した場合として、目標達成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。		

(3) 目標とする植生	(4) 管理方針及び方法	
1 針葉自然林	A 主木の取扱い	1 伐採せず、現在の状態を継続させる。
2 落葉広葉自然林		2 伐採せず、遷移に委ねて自然林への移行を図る。
3 常緑広葉自然林		3 伐採更新を行うが、林種は変えない。
4 湿生林		4 伐採して林種の転換を図る。あるいは、林種の転換速度を早める。
5 二次林	B 下草及び下層木の取扱い	1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。
6 植栽林		2 樹種、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を促す。
7 竹林		3 全面的に下刈りを行う。
8 陸生自然草原	C 落葉・落枝の取扱い	1 採取を行わない。
9 湿原	D 植栽	2 採取を行う。
10 湿性草地		1 行わない。
11 二次草地		2 目標とする植生の構成樹種の植栽を行う。
		3 防災用植栽を行う。
		4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。
		5 緩衝用植栽を行う。
100～ その他	E 草地の取扱い	1 現状の草地のまま、放置する。
		2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。
		3 自然の侵入を待って、放置する。
		4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。
		5 播種又は植え付けの後、放置する。
		6 播種又は植え付けの後、刈り取りを行う。